事 務 連 絡 平成 27 年 2 月 20 日

各府省庁情報セキュリティ担当課室長 殿 サイバーセキュリティ対策推進会議オブザーバー機関情報セキュリティ担当課室長等 殿

> 内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター 内閣参事官(政府機関総合対策担当)

ネット上の外部サービス利用による情報漏出の危険性について (注意喚起)

一部で報道されているとおり、政府機関から外部に送信されたメールについて、民間のオンライン翻訳サイトを利用したことに伴い、当該メールが閲覧可能な状態になっていました。

オンライン翻訳サイトをはじめ、主に一般消費者向けにネット上で無料提供されている、ウェブメールサービス、グループサービス、検索サービス、オンラインストレージ、データ転送、ソーシャルメディア、日本語文字入力補助(IME)等のサービスについては、利用の際の情報管理について保証がないことが一般的です。これまでにも、こうしたサービスの不用意な利用により、政府機関の情報が意図せず外部に漏出した例があります。

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成26年度版)」では約款による外部サービスの利用において要機密情報を取り扱わないよう求めております。職員が業務上、特に要機密情報に関してこうしたサービスを利用することのないよう、不要なサービスへの接続を遮断する等の技術的措置を含め、改めて徹底をお願いいたします。

また要機密情報はもちろん、メールも含め、情報をいったん外部に送信してしまうと、 その後は情報の管理が及ばず、第三者に見られるリスクがあるものと十分認識し、送信 内容や方法(暗号化など)について細心の注意を払うことが必要です。

以上の旨、各職員向けへの注意喚起方、お願いいたします。

(参考) 独立行政法人情報処理推進機構「今月の呼びかけ」 http://www.ipa.go.jp/security/txt/2014/02outline.html

本件問い合わせ先

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター 政府機関総合対策担当 横田、伊奈、石原

(03-3581-3959)